

第 5 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成24年2月27日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第5回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成24年2月27日（月曜日）

午前10時2分開議

午前11時39分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員長 吉 永 和 世
 副委員長 森 浩 二
 委員 西 岡 勝 成
 委員 鬼 海 洋 一
 委員 早 川 英 明
 委員 大 西 一 史
 委員 荒 木 章 博
 委員 城 下 広 作
 委員 井 手 順 雄
 委員 佐 藤 雅 司
 委員 田 代 国 広
 委員 淵 上 陽 一
 委員 浦 田 祐三子
 委員 内 野 幸 喜
 委員 磯 田 毅
 委員 緒 方 勇 二

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一
 環境局長 山 本 理
 環境局環境立県推進課長 田 代 裕 信
 環境保全課長 清 田 明 伸
 自然保護課長 小 宮 康
 廃棄物対策課長 加 久 伸 治
 公共関与推進課長 中 島 克 彦
 企画振興部
 交通政策・情報局
 企画振興部審議員兼
 交通政策課課長補佐 小 原 信
 商工観光労働部
 新産業振興局長 真 崎 伸 一
 新産業振興局
 首席審議員兼産業支援課長 高 口 義 幸
 新エネルギー産業振興課長 森 永 政 英
 農林水産部
 生産局長 麻 生 秀 則
 水産局長 神 戸 和 生
 政策調整審議員兼
 農林水産政策課課長補佐 白 石 伸 一
 生産局農業技術課長 松 尾 栄 喜
 園芸課長 野 口 法 子
 畜産課長 平 山 忠 一
 農林振興局審議員兼
 農地整備課課長補佐 西 森 英 敏
 森林局森林整備課長 河 合 正 宏
 林業振興課長 岡 部 清 志
 森林保全課長 本 田 良 三
 水産局水産振興課長 鎌 賀 泰 文
 漁港漁場整備課長 平 尾 昭 人
 水産研究センター所長 南 本 健 成
 土木部
 土木技術審議監兼
 河川港湾局長 上 谷 昌 史
 土木技術管理課長 西 田 浩

道路都市局土木審議員兼
 道路整備課課長補佐 松 永 清 文
 土木審議員兼
 都市計画課課長補佐 益 田 秀 敬
 土木審議員兼
 都市計画課景観公園室長 坂 井 秀 一
 下水環境課長 軸 丸 英 顕
 河川港湾局河川課長 林 俊一郎
 港湾課長 手 島 健 司
 建築住宅局建築課長 坂 口 秀 二
 土木部審議員兼
 建築課建築物安全推進室長 吉 川 誠 一
 教育委員会事務局
 義務教育課長 谷 口 慶志郎
 企業局
 次長兼総務経営課長 古 里 政 信
 審議員兼
 荒瀬ダム撤去準備室長 堀 敏 行
 工務課長 福 原 俊 明
 警察本部
 交通部参事官 木 庭 強

事務局職員出席者
 政務調査課課長補佐 森 田 学
 議事課課長補佐 井 隆 彦

午前10時2分開議

○吉永和世委員長 ただいまから、第5回環境対策特別委員会を開催します。

なお、本委員会に1名の傍聴の申し込みがあつておりますので、これを認めることといたします。

では、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審査させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び3、地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部か

ら説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては、前回委員会からの変更部分及び24年度の新たな取り組みを中心に説明をお願いいたします。

これより執行部から説明をお願いいたします。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について説明をお願いいたします。

○中島公共関与推進課長 失礼いたします。公共関与推進課中島でございます。着座にて説明をさせていただきます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備について、1の目的は省略をいたしまして、今年度締めくくりの委員会でございますので、この1年間を振り返って、2の平成23年度の取り組み状況を御報告申し上げます。

委員の皆様御承知のように、平成18年3月に南関町を建設予定地として決定して以来、今日6年の時間を経過しておりますが、今年度は、やはり何と申しましても、大きな課題の一つである地元理解という意味ではステージが大きく変化した年となりました。

(1)に記載のとおり、南関町及び和水町の町長さんを初め、住民の皆様方の苦渋の御決断をいただき、8月に南関町と11月に和水町と基本協定書を締結することができました。

ここに至りますまで、県民の生活環境の保全や県内経済活動の維持、促進を図るため必要不可欠な施設であり、今やらなければ本県には二度とできないという信念を持って、理解促進のため一生懸命努力を積み重ねてまいりました。これまで公式の説明会を延べ130回以上、戸別訪問まで含めると数百回の地元接触を行ってまいりました。

本年度も、(2)に記載のとおり、まず4月に南関町各地域を回りまして、14日間にわたり実施されましたまちづくり懇談会に県も毎晩出席をいたし、処分場の必要性と事業全般についてお話をさせていただきました。

その後、(3)の住民説明会等の開催状況に次のページにかけて記載のとおり、個別の説明は省略させていただきますが、区長会、町議会全員協議会、地元地区住民説明会など、さまざまな機会をとらえまして、環境アセスメント準備書の内容等について説明を行い、理解促進に努めてまいりました。また、基本協定書の締結以後も、それで終わりということではなく、必要に応じて説明を続けてきております。

さらに、その合間には、(4)の先進地視察の実施状況に記載のとおり、百聞は一見にしかず、とにかく実際に自分の目で施設を見ていただくということで、地元地区住民の皆様を既設の処分場視察に御案内をし、施設に対する理解を深めていただくということもあわせて行ってまいりました。

(5)の環境アセスメント手続につきましては肅々と進めております。現地調査を踏まえて周辺環境への影響を予測評価した結果、周辺環境に影響を及ぼすことがないので、その内容をまとめた環境アセスメント準備書を作成、縦覧し、その後、環境アセス審査会等を経て、年度内には準備書手続を終了する予定です。

このような取り組みを通しまして、苦渋の思いの中での御判断であったと思いますが、町長、町議会、地元地区での受け入れ容認、そして基本協定書の締結につながっていったものと考えております。

3の今後の取り組みでございますが、現在用地交渉に鋭意取り組んでおります。地権者の皆様方の御協力をいただきながら、用地測量や立木調査等、用地取得に必要な手続を進

めております。状況を見定めながら用地取得の見きわめがついた時点で設計等の入札手続に入りたいと考えております。相手がいらっしやることでございますので、現時点で時期を確定できませんけれども、できるだけ早く実施できるよう取り組んでまいりたいと思っております。また、地域振興策につきましても、現在町の方で要望の積み上げが行われているところですが、今後具体の検討を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、今後とも地元の思いを真摯に受けとめ、誠意を持って丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○吉永和世委員長 次に、有明海・八代海再生に係る提言への対応について説明をお願いいたします。

○軸丸下水環境課長 下水環境課です。

資料の8ページをお願いいたします。

生活排水処理施設の整備促進と適切な維持管理についてでございます。

2の平成23年度の取り組み実績のうち2点について御説明いたします。

まず、(2)の後半に記載してあります熊本北部浄化センターでの高度処理施設への改築着手でございます。

県が管理しております熊本北部浄化センターでは、放流先の坪井川や有明海の水質保全のために窒素やリンも除去し、通常の処理よりも処理水質をきれいにする高度処理の導入を進めており、既に平成22年度に新設した水処理施設では高度処理を導入いたしております。

これに加えて、本年度からは既存の施設についても高度処理対応の施設とするよう改築に着手をいたしました。今後、既存の7つの水処理施設すべてについて順次改築を行っていく予定でございます。

次に、(6)のくまもと生活排水処理構想2011についてでございますが、この構想は、昨年6月、今後の生活排水対策を進める上でのマスタープランとして新たに作成したものです。地域の状況に適した生活排水処理施設の整備に関することとともに、整備した施設がその機能を十分に発揮できるよう、適正な維持管理や処理に伴って生じる資源の有効利用についても盛り込んでおります。

この構想の実現のためには、特に整備した下水道等への接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、さらには浄化槽の適正管理などについて県民の皆様にご協力をいただく必要があります。

そこで、構想策定後、大津町のからいもフェスティバルなど県内6カ所、延べ8日のイベントに参加して、生活排水に関するクイズの実施や約7,000枚のチラシの配布などを通して県民の皆様への構想内容の周知に努めたところでございます。来年度以降も引き続き県民の皆様への呼びかけを続けてまいります。

下水環境課の説明は以上でございます。

○清田環境保全課長 環境保全課でございます。着座のまま御説明させていただきます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

条例によります上乗せ規制適用区域の設定及び規制対象項目の追加について御説明いたします。

海域環境への負荷の削減を目的といたしまして、工場・事業場の排水対策を行ってまいっているものでございます。先生方御承知のように、平成20年4月1日に条例改正を行ってまいりまして、有明海、八代海に流入しますすべての区域を上乗せ規制区域といたしております。

中ほどになりますが、今年度の取り組み実績でございますが、規制対象となっております1,045事業場のうち、延べ397事業場に対し

まして立ち入りを行い、水質検査を行っております。水質基準の超過となりました9事業場に対しまして、まず施設や管理体制に関連した項目で超過した場合、改善勧告1件、それから施設の運用ミス等に対しまして8件ございまして、計9件、改善勧告、厳重注意を行っております。その後、改善結果の確認をあわせて行っております。

今後、引き続き各保健所を中心といたしました計画的な立入指導と排出水の水質の確認等を実施いたしまして、水質基準の遵守状況の把握に努めることといたしております。

環境保全課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○松尾農業技術課長 農業技術課の松尾でございます。座って御説明させていただきます。

資料の13ページをお願いします。

農薬・化学肥料の使用総量の削減でございますけれども、1の①のとおり、環境と安全に配慮した農業への取り組みをくまもとグリーン農業として展開しておりますけれども、特に23年度からは県民挙げての取り組みへと拡大しますとともに、国や県の制度も活用しながら農薬や化学肥料の使用量の削減を進めることとしております。

23年度の取り組み実績でございますけれども、中段2のとおり、まずくまもとグリーン農業につきましては、昨年8月に26団体からなります推進本部を設立しますとともに、グリーン農業に取り組む生産者の生産宣言、そして消費者、企業等、県民の方々の応援宣言制度をスタートいたしております。

また、くまモンを起用しましたシンボルマーク等によります認知度の向上ですとか、常設販売コーナーの設置、さらには理解促進に向けました県民大会を開催しますなど、予定どおりのスタートを切ることができたと思っております。

また、エコファーマーの認定促進、あるいは環境に優しい農業技術の展示圃の設置、さらには環境保全型農業直接支払事業等につきましても取り組みが進んできております。

24年度につきましては、ホームページを開設しますなど、くまもとグリーン農業を生産面、消費面から拡大しますとともに、関連施策にも積極的に活用しながら、引き続き農業、化学肥料の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

農業技術課は以上でございます。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。着座のまま説明させていただきます。

25ページをお願いいたします。

干潟等の実態の把握についてでございます。

県議会提言を受けまして設置いたしました県の有明海・八代海干潟等沿岸海域再生検討委員会からの平成18年3月の報告書を踏まえまして、干潟等の実態把握に努めますとともに、出前講座や沿岸海域の環境保全活動の協働体制づくりの支援などの取り組みを継続しております。

2番目、平成23年度の取り組み実績でございますけれども、干潟等や海の再生をテーマといたしました出前講座といたしまして、本年度、これまで県下23の小学校と4つの中学校におきまして、水、生き物、海の再生についての学習を行っております。

また、(2)地域の活動団体や漁業者等の皆さんの活動の協働体制づくりに向けまして、環境学習会、海岸清掃活動、地びき網体験などについて経費等の支援を行っております。

3点目、緊急雇用創出基金を活用いたしまして、国や他県、大学等が実施しました水質、底質に関する調査140件につきまして、その情報を整理いたしております。

4点目、本年度から、熊本大学が文部科学

省特別経費で行っております八代海についての再生研究プロジェクトにつきまして情報収集を行っております。

5点目、干潟等の変化の要因は複雑多岐にわたり、抜本的な干潟再生方策の検討実施には専門的技術と多額の費用が必要でありますことから、昨年8月には、国の施策等に関する提案の中で、干潟における泥質の状況とその影響等に関する調査の実施について要望を行っております。

3番目の平成24年度の取り組み予定でございます。

出前講座等の実施等とともに、新たに地域の活動団体や研究機関等のそれぞれの取り組み状況の協働発表会を開催いたしまして、情報・課題を関係者が共有し、再生への取り組みの活発化を図りたいと考えております。

また、昨年の特別措置法の改正により再開されました国の総合調査評価委員会では、海域環境変化のメカニズムや水産資源減少の要因を分析評価し、再生に向けた取り組みの方向づけについても議論される予定でございます。

この評価委員会で干潟等再生の検討も進展するよう積極的にかかわり緊密に協力しますとともに、各種調査、対策技術も含めまして積極的に情報を収集し、また、本年度、本県が整理しました調査情報の提供など協力して干潟等の実態の把握に努め、また、同じ課題を持つ他県とも連携して、国に対して抜本的な干潟再生方策について要望してまいります。

その下の囲みは、参考といたしまして、熊大の八代海研究プロジェクトの紹介をしております。本年度から5年間にわたりまして再生に向けての技術開発、環境変動の分析技術の開発、それから環境データの把握と問題事項の要因の解明等に取り組まれます。先日1月末のシンポジウムでは、初年度目として調査結果を分析中のものも多くありまして、今

後の成果を期待しておりますとともに、県実施の調査結果の提供など連携をとってまいります。

環境立県推進課は以上でございます。

○南本水産研究センター所長 水産研究センターの南本でございます。着座にて失礼いたします。

42ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生の研究の重点化でございます。

まず、取り組みの概要ですけれども、より効果的、効率的に研究の成果を上げていくために必要な水産研究センターの調査研究体制の充実を図るものでございます。研究の成果を上げていくためにさまざまな事象を多面的にとらえ、客観的な意見や社会的なニーズを踏まえた上で事業の計画及び実施が必要であるという課題がございます。

中段、平成23年度の取り組み実績です。

学識経験者、漁業者等を委員とする水産研究センター評価会議を9月に、研究推進委員会を10月に開催し、中間、終了前、事後評価の対象となる5事業について審議いたしましたところ、両会議においておおむね計画どおりであり、このまま推進、またおおむね計画どおり計画が進展したとの評価を受けております。

続いて、平成24年度の取り組み予定です。

有明海、八代海再生のための調査研究を充実させるため、新たに3つの事業について取り組むこととしておりますので、その概要を御説明いたします。

まず、ノリ環境適応型品種特性評価試験でございます。

これは、低塩分や高水温等の環境変化への耐性が高く、かつ成長性がすぐれた品種の作出を目的に、当センターが現有しております品種、約120種ありますけれども、それらを対象として特性評価を行うものです。

評価の結果、優良な特性を有する品種については、引き続き育成選抜を行ってまいります。そして、最終的には、選抜されたすぐれた品種については、県漁連に分与した後、ノリ養殖業者へ配布されるということになります。

次に、八代海湾奥部水質連続モニタリング調査でございます。

近年、八代海の湾奥部において、冬季には栄養塩の減少によるノリの色落ち、夏季には塩分濃度の低下や水温の上昇などによると思われるアサリの死亡が発生しております。しかし、当海域においては、水質環境データの連続的な観測機器が設置されておりません。ノリやアサリの減産の原因を究明するための水質データが不足しております。そこで、当海域において水質の連続モニタリングが可能な機器を設置し、データの効率的な収集を行うものです。

なお、現在は、当海域の水質データについては、調査船による現場海域での測定及び海水をセンターに持ち帰って分析を行っているところであります。

最後に、閉鎖性海域赤潮被害防止対策事業でございます。

国庫委託事業であります。平成24年度以降においても内容を一部組みかえて引き続き行うものです。事業の内容として大きく変わるところはありません。赤潮のモニタリング調査や発生メカニズムなどを解明するための調査、シャトネラ赤潮を駆除するための技術開発でございます。

以上、水産研究センターでございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。着座のまま説明させていただきます。

44ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査の実施についてでございます。

これまで、県は、有明海の環境変化と原因究明のために開門調査が必要であるという立場で、国に対して、まずは環境アセスメントを早急に実施するよう求めてきたところでございます。

2の取り組み実績のところでございますが、国は、開門調査のためのアセスメントを実施し、その結果をまとめて、平成23年、昨年6月10日付で準備書素案を公表しております。それに対し、県の意見を提出しているところでございます。

3番の平成24年度の取り組み予定でございますが、昨年10月18日に正式に準備書が提出されております。これに対しまして、県としましては、県内の漁業者の意見を踏まえるとともに、内容を精査し、これから関係市町や学識者の意見を聞きながら、ことしの5月12日までに知事意見を提出する予定にいたしております。

水産振興課としましては以上でございます。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

45ページをお願いいたします。

有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画に関する平成24年度事業についてでございます。

骨格予算となっております新年度当初予算案に計上しております事業の総数は61の事業、事業費総額は約80億円となっております。前年度当初予算と比べますと減少しておりますけれども、6月肉づけ予算での要求を考えている事業もございます。

事業一覧を掲げておりますけれども、組み替え新規を含む新規事業につきましては、先ほど関係課より御説明いたしましたので、詳細な説明は省かせていただきますけれども、この45ページからが水質等の保全に関する事項でございます。合計足し算は書いてござい

ませんけれども、約29億円となっております。

それから、48ページの干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項の事業費は約1,200万円でございます。

それから、その下の49ページにかけまして、河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項の事業費合計は約29億2,000万円となります。

その下の49ページ下の方から、森林の機能の向上に関する事項といたしまして、次のページにかけまして事業を載せております。合計いたしますと、約17億3,000万円となります。

51ページ、漁場の生産力の増進に関する事項の事業が、再掲の事業も含めまして5億8,000万円となります。

51ページから53ページにかけましての水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項の事業が、再掲の事業も含めまして約3億8,000万円となります。

有害動植物の駆除に関する事項の事業が約200万円でございます。

それから、8番、海域の環境の保全及び改善並びに漁業の振興等に関するその他の重要事項の事業が、再掲の事業も含めまして1億2,000万円となっております。

最後に、54ページから55ページにかけまして、調査研究等の推進に関する事業が、再掲の事業を含めまして約5,000万円となっております。個別の事業内容につきましては、当方からの説明は省略させていただきます。

環境立県推進課からは以上でございます。

○吉永和世委員長 次に、地球温暖化対策に関する提言への対応について説明をお願いいたします。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

地球温暖化対策に関する件でございます。

58ページから事業活動における取り組みの推進についてでございます。12月議会後の主な取り組み実績について説明させていただきます。

59ページの太文字、(イ)のところでございますけれども、地球温暖化の防止に関する条例の運用の状況でございます。

(a)に3つの計画書制度、22年度からスタートしておりますけれども、この状況を整理しております。

①の事業活動温暖化対策計画書制度でございますけれども、これまで205の事業者の皆さんから提出がありまして、県のホームページで公表しております。このうち、条例での義務提出者が181事業者でございますけれども、県で把握しております一定規模以上のエネルギー利用などの対象者はすべて提出いただいております。提出いただいた計画の内容は概要として記載しておりますけれども、計画を合計いたしますと、基準年度から目標年度まで大体4年間が多うございますけれども、約2.7%のCO₂削減の計画となっております。

また、計画書提出の翌年度以降提出していただきます実施状況報告書は、本年度に22年度分の報告177件がっておりますけれども、内容を見ますと、照明設備、空調設備、太陽光発電システム整備などの設備更新や冷暖房温度設定の緩和などの運用改善に取り組みまして、合計しますと既に前年度の2.0%削減との報告がっております。

次に、②のエコ通勤環境配慮計画書制度でございますけれども、これまで41の事業者から提出があり公表しております。このうち、一定規模以上の従業員を持ちます義務提出者が39事業者でございますけれども、県が把握する対象者はすべて提出していただいております。

計画の内容でございますけれども、ノーマ

イカー通勤とエコドライブ通勤について一方または両方の取り組み方針を定めていただいております。22年度分の実施状況報告をされた39件の内容を見ますと、従業員に啓発いただいたり、あるいは通勤手当等の優遇や駐輪場など自転車通勤の環境整備に取り組んでいるとの報告があり、これも公表しております。

③の一定規模以上の建築物を新築あるいは増改築するときなどの建築物環境配慮制度でございますけれども、これまで96の建築主の皆さんから計画書を提出していただいております。

この制度では、設備のエネルギー効率や断熱性能などを総合的に評価しまして、SあるいはAなど5つのランクであらわしておりますけれども、今年度はほとんどがよい評価であるBプラス以上となっております。いずれの制度も着実に実施されてきていると考えておりますけれども、庁内連携して事業者や建築主の方々の自主的な地球温暖化対策の促進に努めてまいります。

次の60ページをお願いいたします。

上の方の(ウ)節電・省エネに係る啓発でございますけれども、夏に続きまして冬におきましても九州電力管内で12月から3月まで電力需要が厳しくなるということで節電要請がなされております。特に厳しい節電期間でございます12月26日から2月3日までは5%の数値目標を掲げた要請となりました。

なお、この夏の節電要請に対します実績が九州電力から公表されておりますけれども、これによりまして、九電管内で最大電力量が対前年度比11.1%の削減、このうち気温の影響を除外しました節電努力による削減は6.3%と聞いております。

また、九州電力から2月2日までの冬季の速報が公表されておりますけれども、最大電力量は昨年度並みでございましたけれども、気温が昨年より大きく下がっているため、実

質的に節電による効果は6%であったと推計されております。

このような中で、本県といたしましても、県民や事業者の皆様に積極的な省エネルギー節電への取り組みについて呼びかけをしているところでございますが、資料にありますとおり、事業者の方々が集まります各種会合などの機会に出向いて、節電、省エネ、それから地球温暖化対策についての出前講座を実施しております。

その下の平成24年度の取り組み予定でございますけれども、特に県の地球温暖化対策推進計画の一部見直しに取り組む予定でございます。

昨年3月に議決いただきました熊本県の環境基本計画の中にこの温暖化対策推進計画が盛り込まれておりますけれども、温室効果ガス排出量の削減目標の県全体の数値目標につきましては、国の削減目標及び森林吸収分の取り扱い等の決定を受けて設定しますというふうにしておりますけれども、政府は、ことしの夏に原子力政策、それからエネルギーミックス、いわゆるエネルギー供給源の構成バランスでございますけれども、これと温暖化対策、この3つについて戦略を決定するとの基本方針を昨年12月に政府決定しており、この動きもにらみながら本県としての数値目標の検討を進めたいというふうに考えております。

環境立県推進課は以上でございます。

○小原交通政策課審議員 交通政策課でございます。着座のまま説明させていただきます。

資料は63ページをお願いいたします。

公共交通機関の利用促進に係る提言のうち、乗り継ぎの円滑化というのがございますが、そのうちの(り)、JR豊肥本線を活用した空港ライナーの試験運行について御説明いたします。

空港ライナーは、阿蘇くまもと空港への交通アクセスの強化を図るため運行するものでございますが、公共交通の利便性が向上することによりまして、マイカーから公共交通へのシフトを促す効果があり、二酸化炭素の排出量削減につながる事業ということで、ここに記載しております。

JR豊肥本線肥後大津駅の南口が大津町により整備されました昨年10月1日から、ことしの3月25日までの約6カ月間、肥後大津駅と阿蘇くまもと空港の間でタクシーによる無料の空港ライナーの試験運行を実施しております。駅から空港へ1日24便、空港から駅へ23便の計47便で、阿蘇くまもと空港の始発と最終の飛行機の発着便に対応しております。

利用状況でございますが、1日当たりの利用者は、10月が99人、11月が118人、12月が124人と徐々に増加をいたしました。1月は若干少なく103人ということになっております。運行開始から1月末までの4カ月間の利用者は合計1万3,697人でございます。目標としておりました1日当たり100人を超え、111人の方に御利用いただいております。その間、12月28日には累計で1万人を突破いたしましたし、1月5日には1日当たり最高の201人を記録しております。

現在、緊急雇用制度を活用いたしまして利用者の詳細な調査を実施中ですが、12月から1月にかけても簡易なアンケート調査を実施しております。その集計結果によりますと、利用者の内訳は、大津町が21%、熊本市が18%、菊陽町、合志市合わせまして11%など、県内の在住者が約6割、県外客が4割という内訳になっております。

JR利用者の乗降駅を見てみますと、豊肥本線では豊後竹田駅や中判田駅といった大分県の駅もあります。また、玉名駅や八代駅といった鹿児島本線の駅もございます。さらには、三角駅経由で天草からあるいは天草への利用というのも見られるなど、空港周辺以外

の広い地域から広範囲に利用されております。

なお、この空港ライナー利用によりますCO₂の削減量は現在実施中の調査結果を踏まえて算出したいというふうに考えておるところでございます。

交通政策課からは以上でございます。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

済みません、先ほどの説明の中でちょっと間違った言葉を言いましたので、訂正させていただきます。

59ページのところのエコ通勤環境配慮計画書というところで、(イ)の②エコ通勤環境配慮計画書、41事業者のうち義務者38というふうにプリントがなっております。私、口で義務提出者39と言いましたが、38が正しゅうございますので、このままでございます。申しわけございませんでした。

それでは、改めまして65ページをお願いいたします。

家庭におきます取り組みの強化でございます。

下の取り組み実績についてでございますけれども、(ア)の地球温暖化防止についての普及啓発の推進につきましては、特に節電について強化して取り組んでいるところでございます。

(c)のライトダウンキャンペーン2011は夏にも実施いたしましたけれども、冬におきましても、例年クリスマスに実施しております1回に加えまして新たに3回行いました。また、今回はライトダウンの効果やアイデアを報告していただき、県のホームページに掲載することを追加いたしまして、ライトダウンにプラスを加えて実施しております。家族の省エネ意識が向上した、あるいは会社の取り組みをアピールできたなど、30件の報告がっております。

夏と合わせまして延べ約7,000施設に御参加いただきまして、推計で約48万キロワット時の消費電力を削減しました。これは3万3,000世帯の一日の電力使用量に相当いたします。なお、天草市の総世帯数が3万4,000でございます。

次の66ページをお願いいたします。

(f)の冬の省エネ・節電のアイデア募集でございますけれども、湯たんぽの活用、あるいはひざかけがずり落ちない工夫、あるいは家族全員で一つの部屋で過ごすなど、合計63の応募がございました。参考となるものにつきましては、県民の皆さん向けに県ホームページに掲載して公表しております。

次に、(ウ)のエコくまポイント制度モデル事業でございますけれども、ポイントカードの配布を1月末まで実施したところでございます。まだ3月末までサービス交換を実施中でございます。効果や課題を取りまとめ中でございます。評価、検証を今後の本格運用に役立ててまいります。

24年度につきましては、67ページ太文字のところでございますけれども、今回事務局を務められましたNPO法人くまもと温暖化対策センターが継続して取り組むことを考えておられますので、県といたしましても、民間主導による広がりを持った事業となるよう、運営委員会への参加や広報、PRの展開など、必要な支援に努めていきたいと考えております。また、ライフスタイルの変革につながるような施策の展開を検討してまいります。

次は、70ページをお願いいたします。

地球温暖化対策関連として新年度当初予算案に計上しております事業を環境基本計画の体系に沿って整理しております。骨格予算でございます。事業総数は51事業、予算総額約29億円となっております。前年度より減少しておりますけれども、この中に熊本市の政令市移行に伴いまして県から移譲されまし

た事業分の減も入っております。

一覧のうち主な事業について御説明いたします。

①家庭部門対策でございますけれども、上から4つ目のくまもとソーラーパーク推進事業は、住宅への太陽光発電施設の設置費用に対します補助でございます、予算額は1億6,000万円余となっております。

次の71ページ、②産業・業務その他部門でございますけれども、上から3つ目の中小企業への経営革新等支援資金におきまして、太陽光発電システム、電気自動車充電施設の設置、その他地球温暖化対策を進めるための事業資金を融資いたします。

また、農業分野におきましても、次のページにかけましてでございますけれども、新エネルギーの導入等を促進する事業を実施します。

73ページ、運輸部門でございますけれども、公共交通の利用促進を図る事業のほか、上から4つ目の次世代モビリティ普及促進事業では、電気自動車や電動バイク等の普及を図るため、各種実証実験や関連施設の整備を実施いたします。

その下の2つは、交通環境の改善によります燃料使用の抑制や信号のLED化、これを進める事業でございます。

74ページからは、廃棄物部門対策を掲げております。

76ページをお願いいたします。

森林によります二酸化炭素吸収源対策でございますけれども、森林の適切な維持管理のための間伐の推進、それから企業、法人等による森林整備活動を促進するための事業を一覧として掲げております。

78ページでございますけれども、基盤的な施策の推進という部門でございますけれども、1つ目のストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業を初めといたしまして、環境産業の振興や温暖化問題を含みます環境教育の推

進のための事業を記載しております。

それから、80ページは県の率先事業を掲げております。

最後の81ページは、市町村と協働しての総ぐるみ運動を推進するという事業を、再掲でございますけれども掲げております。

説明は以上でございます。

○吉永和世委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑を行います。質疑はありませんか——ありませんでしょうか。

○内野幸喜委員 この公共関与の件で、これから用地交渉を進められると思うんですけれども、私が聞いたところ、地権者は10軒あると。今後の見通しですね。どんな感じなのかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

○中島公共関与推進課長 用地交渉につきましては、先ほど御説明の中でも申し上げましたとおり、現在一生懸命お一人ずつ説明に伺っております。委員がおっしゃったように、地権者としては10数名いらっしゃいます。

現在、用地測量あるいは立木調査等の御協力をいただきながら粛々と進めております。大きく障害があっている、特段難航しているということではございませんけれども、いかんせん交渉事でございますので、相手がいらっしゃることでありますので、いつ完了するというようなことがちょっと今の時点では申し上げられませんが、できるだけ早く交渉手続は終わりたいと思っております。現時点ではおおむね順調に進んでおります。

○内野幸喜委員 金額的な面じゃなくて、基本的にはその事業に対しては理解をいただいているという認識でよろしいんですかね。

○中島公共関与推進課長 特に、今のところ反対ということは具体にお聞きしておりませんので、事業自体には御理解をいただいているものと思っております。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○田代国広委員 皆さん方の努力によって基本協定にこぎつけていただきまして、本当に努力に対して敬意を表したいと思います。今からがまたいろいろなハードル、課題があるわけですが、一つは、やはり地元の方々が苦渋の選択をしたわけですから、絶対にそういった悔いを残さないような施設をつくって、安心して地域の方々が暮らせるような状況をずっと続けることが大事だと思います。

と同時に、もう一つは、やはりいつかも申しましたが、いわゆる採算面ですね。民間は国の補助をもらってないわけでしょう……

（「そうです」と呼ぶ者あり）その辺は国が5割ですか、補助金は。そういった補助率もあるわけですから、民間よりも有利な状況で本来は建設できるわけですが、さまざまな事業が、半ば商売的に考えると、公の施設というのは、なかなか今までの事例として経営上はうまくいかない県も多いわけですから、特にそういった点にもこれから先の事業を進める中で十分配慮していきながら事業を進めてもらいたいというふうに要望いたしておきます。

○吉永和世委員長 要望でいいんですか。

○田代国広委員 はい。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

それでは次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の

振興に関する件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 海に関する件で、まず、陸上から下水環境課。

有明海、八代海の再生のために特措法ができて、今浄化槽の合併化に向けてもいろいろ御努力をいただいていると思いますが、単独浄化槽というのはどのくらい残っているんですか。

○軸丸下水環境課長 お答えいたします。

現時点で単独浄化槽が約8万基ございます。浄化槽全体で14万6,000基ございまして、そのうち単独槽が8万基、合併槽が6万6,000基でございます。単独の方がまだ多い状況でございます。

○西岡勝成委員 単独はもちろん一定の浄化しかなさないので、生活雑排水を処理するためには、どうしても合併浄化槽の推進を図っていかねばならぬわけですが、国も県も市町村もあわせてこの移行についていろいろ御努力をいただいておりますが、経済対策の意味からも、環境対策の意味からも、これは県を挙げてもうちょっとスピーディーに進める必要があると思うんですね。

8万基というと、半分以上まだ単独が残っているわけですから、これをやっぱり私は、もうちょっと戦略的に特徴もあるわけですから進めてやらないと、まだ赤潮対策のこともありますし、非常に負荷が有明海、八代海という閉鎖性の海に大きいと思いますので、これは環境生活部長、新しい年度に向かいますけれども、もうちょっと腰を入れて進めてもいいと思うんですけれども、国に対していろいろな要望を含めてやらないと、私は、去年赤潮がたまたま出ませんでしたけれども、そればかりじゃ——もちろんいろいろな要因があると思います。後でちょっとほかのこと

も質問したいと思っているんですけども、一つの大きな要因ではあると思うんですね。

ぜひ、これは将来につながっていく話ですから、もう少し肝を入れて対策をやっていただきますように、これは要望ですけどもお願いをいたしておきたいと思えます。

それから、魚類養殖についてですけども、天草下島から上島、要するに八代海の方ですね。あそこを見てると、マグロの養殖、タイの養殖、物すごい規模でやっているところがあります。あれを見てると、えさはいろいろ開発されて、えさそのもので漁場を荒らすということはないかもしれぬけれども、最終的にはふんになって出てくる量というのは物すごい量があるので、養殖漁場の適正化ということで県の方も取り組んでいただいておりますが、やっぱりそれだけの負荷を与えるところの業者には何か対策をしていかないと、全体として私は追いつかないと思うんですね、海の要するに富栄養化に対して。

例えば、海藻の養殖を義務づけるとか何か片一方の対策をしていかないと、見た目ではきれいですけども、マグロなんてえさの量が半端じゃないんですよ。何百トンと食わせる可能性があるんです。そんなのを毎日やったら、それはふんだけで相当な量が出てくるわけで、あの閉鎖性の強い有明海、また私は大きな赤潮がやってくると思えますので、モニターでいろいろな計測はしているようですけども、海底も含めてこれはやっとなかると、私は、もう今度大規模な赤潮が起きたら養殖業者は全部つぶれますよ、多分。

そういう状況ですから、この辺をやっぴりしっかり養殖業者の方々とも対応しながらやっていかないと、簡単には私はこの再生というのはできないと思えますけれども、その辺をちょっと課長でも部長でも次長でもいいですけども……。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございま

す。

魚類養殖につきましては、23年度から漁業所得補償が導入されまして、漁場改善計画の中で養殖尾数の上限を設けるということで、全業者、熊本県の水域全体で養殖尾数を抑えるような上限を設けるような設定をしております。それで、野放図に養殖尾数がどんどんふえていくということには一定の歯どめがかかるのではないかと考えております。

ただ、委員がおっしゃるように、えさの方は大分改良されてきまして、海域を直接汚染するということは大分少なくなってきておりますけれども、ふんの問題というのはどうしてもございまして、以前よりもかなり改善されたとはいいいながらも汚染源の一つとなっていることは間違いないと思えます。

それで、水産研究センターの方で試験をやっていただいておりますけれども、海藻の養殖、栄養分を吸収させるための海藻ということで幾つか研究をしていただいております。まだ実用化ということまでは行ってない段階ですが、早期に開発をしてもらって実用化できればと考えております。そういったものを魚類養殖業者の方にも勧めていきたいと考えております。

あと、そのほか、今クマモト・オイスターの養殖試験を開始して試験出荷をしているところでございますが、カキというのも海域の浄化には非常に役立つということで効果があるようでして、それをどんどん今から進めていければと思っております。

また、貝類でいいますと、アサリの方も浄化には役立つことがわかっておりまして、アサリ資源の復活というのも大事になってくるんじゃないかと考えて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 いろいろな複合原因で赤潮が発生することはわかりますので、それぞれ

の部署で連携をとりながら、何しろ強力な体制をしいていかないと、なかなか有明海、八代海再生といえども、私は非常に難しい課題があると思いますので、これはもうぜひ力を入れていろいろな角度からやっていただきたいと思います。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

なければ、次に、地球温暖化対策に関する件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○大西一史委員 地球温暖化対策に関して、今いろいろ執行部の方からも説明がありました。いろいろと今九電の原発が全停止したような状態の中で、やっぱり節電、省エネに対する啓発といいますか、これは非常に重要だということで、実質的には6%の節電効果というような説明があつておりました。

実際に、この温暖化対策という切り口でいえば、原発のその是非云々は全くここで議論することじゃないというふうなことで置いて、その原発が、結局今までの説明では九州電力管内での発電量としては大体4割を原発に依存しているというようなことが言われておったわけですよ、ざっくりと。そうなると、当然CO₂の排出には大きな影響を与えるということになるわけですよ。

現在では、古い火力発電所やそれから企業の自家発電などフルに全国で稼働しているような状況の中で、実質的に地球温暖化に与える影響というのを、県としては、どういうふうに今の原発停止の状況というのを試算なり評価なりされているのかというのが、今あるのかどうなのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○田代環境立県推進課長 おっしゃるとおり、実は九州電力は原子力発電に42%、これ

まで依存してきておりまして、全国が2割台でございますので、かなり九州では各県とも原発の方にエネルギーを依存していたということでございます。それが今、九州内に6基原子力発電所がありますけれども、すべてとまっているという状況の中で、火力発電所等、あるいは民間の事業所さん、大きな事業所の方で発電をされている、そういうところにお世話になっているというような状況でございます。

これは、当然今後CO₂——我々電気を使っているわけですけども、この電気の供給構成がそういうふうに火力等に今頼っているということでございますので、いわゆる温室効果ガスの排出係数としましても、非常に単位が大きくなるのは間違いないかなと思います。3.11といいますか、原子力発電がとまった以降でございますけれども、昨年12月から完全にとまっているわけでございますけれども、確実にこれは地球温暖化対策のCO₂排出は大きくなっているというふうなことで考えております。

ただ、九電さんの方にもいろんなデータをこちらの方からもお願いして、火力のいわゆる使用量、燃料の使用量等を聞きますけれども、まだ整理されていないというようなことでございますので、そこら辺は我々も先ほど申し上げましたように、新年度やはり温暖化対策の目標数値を立てるべきだと思っておりますので、その過程の中でも、今の消費電力の中でのいわゆるCO₂の原単位がどうなるのか、ここら辺は計算をしていきたいと思っておりますけれども、今のところそういうデータをまだいただいていない、まだ九電の中でも計算を十分されていないということだと思っております。非常に温暖化対策にはマイナスに働いているのかなと思います、短期的にはですね。長期的には、再生エネルギー等の推進でもって好転はするとは思っております。

○大西一史委員 今いろいろ説明がありました。

具体的には、そういうCO₂の排出量、そういうものに対する影響というんですかね、というのは今データとしても県としてはお持ちでないということでもあります。やっぱりこれだけ大きな——どんなにまめに我々が一般家庭でやったとしても、これだけ大きな発電所の、しかも42%というような大きなインパクトのある量が、ある意味では原子力から火力発電その他の化石燃料の発電にシフトするというこの影響というのは、はかり知れないぐらい大きいと思うんですよ。これで原発推進とか反対とか、そういう議論ではなくて、単純に地球温暖化への影響ということを考えていくと、やっぱりそういう数値の精査を徹底してやっていくということと、これは短期的な影響と今答弁でもおっしゃったように中長期的な影響ですね。こういったものがどれだけであるのかというのをやっぱり考慮しなければいけない。

だから、その辺は、県としても、これは九電管内だけにとどまらず、これはもう日本全体で考えていかなきゃいけない話ではあるんですけれども、やはりその辺の精査をしていかなければ、県自体が独自に地球温暖化対策推進計画のこのいろんな一部見直しを検討して目標数値を掲げられたとしても、これは目標数値、指標というのを定めるというのはなかなか難しいと思いますね。

だから、そういった状況もきちっと把握してもらおうと同時に、これから恐らく脱原発に向けて日本としてもやっぱりシフトしていく方向になっていくだろうなというのは、どう考えても今の状況から見るとやっぱり自然エネルギーへの転換ということは求められていくわけですね。そうなってくると、やっぱりより高いレベルでの省エネであるとか、そういう意識の啓発、それから温暖化対策というのが非常に重要になってくるというふうに

思います。

ですから、その辺に対して、逆にいえば、今度は県民に対してどういうふうに目標を設定して、それに対しての具体的なアプローチをどうすればいいのかということをやっぱり示せるような取り組みをぜひやるためにも、そういう影響評価というんですかね、徹底して分析をしていただきたいということですので、その辺はお願いをしておきます。

今数値を持っておられないということですから、今後またお尋ねすることがあると思いますけれども、そのときまでにしっかり九電やほかのいろんな事業者等ともデータをとっていただきたいということ、これはお願いをしておきます。

○吉永和世委員長 ほかに。

○荒木章博委員 2点ちょっとお尋ねしたいなど。

この63ページの空港ライナーですね。これは6カ月間という試みで取り組んでもらっております。今後これは継続してやられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○小原交通政策課審議員 64ページの事業名、右側に表がございますけれども、この欄にもございますように、来年度は2,440万円の予算を骨格予算で計上させていただきたいというふうに考えております。つまりは来年度も継続していきたいということでございます。

○荒木章博委員 今99人から103人、124人、非常に数値としては実際上がっていている、そういう認識で今言われているんですけれども、新年度もこの人数じゃいかぬですよ。というのはね、なぜかという、これは便数に考えれば1便当たり2人ですよ。やっぱりこの啓発方法というのは、これだけのもの

のを打って6カ月間試験して、今説明したらとてもいいような感じでやられておるけれども、これは企業経営ならば大赤字ですよ。それは新年度に向けてどういうふうと考えられますか。

○小原交通政策課審議員 新しい交通の形態でございますので、定着を図ることが何より大事だというふうに考えておまして、これまでも市町村にはポスターの掲示とかリーフレットの配置、それから広報誌への掲載等の協力をお願いしてまいりました。

おっしゃるとおり、これが本格運行ということを見据えた場合には、まだまだ利用者の数字は伸ばしていかなければならないと思っておりますので、引き続き、これまで行ってきましたような広報活動は継続してまいりますし、加えましてJR九州にもいろいろお願いをしているところでございます。

例えば、駅に設置してあります時刻表に空港ライナーの案内を入れるとか、熊本支社が独自に携帯版の時刻表の無料のものをつくっておりますが、その中にも掲載をするとか、阿蘇くまもと空港最寄り駅という表示を肥後大津駅に掲示をするといったような、そのようなこともJR九州では今後やっていただくというふうに聞いておりますし、市町村ですとかあるいは企業、団体等に対しまして個別訪問をいたしまして、利用の呼びかけも引き続き行ってまいりたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 市町村に働きかけたり、企業に働きかけたり、こうしたリーフレットに取り組むと、それはもちろん最低のことでやらないかぬ。最後に言われたJRに対する対応ですよ。だから、やっぱり豊肥線に——私はこの前もちょっと言ったんだけど、やっぱりラッピング列車を走らせるとか、こういう告知というか、周知というのは——JRさ

んと空港さんというのはお互い商売がたきのところはあるけれども、今回の場合は飛行機と通じた一つの大きな——例えば韓国の高速鉄道とJR九州新幹線と乗り継ぎみたいにして船をつないでいくとか、そのちょうど地点なんですよ。

だから、やっぱりこういうのはJRさんにもっと協力をしてもらおうと。JRさんの豊肥線に乗ってもらわなければならない、逆に県のこういう予算をつけて。だからせつかくの機会ですから、私は、JRさんにもっとやっぱり豊肥線の中に——豊肥線を走らせると三角線までずっと走っていきますから、列車は時間帯によっては。だから、やっぱりそういうアピールというのを、金銭をかけるだけではなくて、JRさんにもっともっと協力してもらおうというようなこともやっぱり考えるべきだと思うんですよ。あのラッピング列車は50万ぐらいしかかからぬですよ、あれ、半年間ぐらい。だから、そういうところでちょっと協力して、だからもうJRに出させたらいいじゃないですか、乗降客を乗せるわけだから。いかがでしょうか。

○小原交通政策課審議員 ラッピング列車が50万程度でできるかというのは、済みません、ちょっと私どもも金額的には把握はしておりませんが、もうちょっとかかるのではないかと思います、いずれにしても、JRに対しましては、いろんな面での協力を、委員が御指摘のような手法も含めまして、今後協力を依頼していきたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 いや、私は、実際新幹線のとくに武蔵列車を走らせたものだから、JRさんに頼みにいって半年間走らせていただいたのが、その金額なんですよ。だから、その金額に基づいて僕は言っているわけ。だから、それをするかわかりませんがということよ

うなことは言われる筋合いはない。確認して、しているんですよ、はっきり言うて。だから、今回の場合はJRさんが非常に効果があるわけでしょう。料金が追い銭に乗るわけでしょう。だから、そういうところで協力していただいたらいいんじゃないかということをお願いした。だから、ぜひお願いしときます。

続けて、もう1つだけ。

66ページのエコくまポイント制度ということで、県が、これはNPO法人に対して、温暖化対策センターに委託されて、370万か250万か300万か予算をつけて、エコくま制度ということで特典をつけて取り組みをされたということで、非常にこれはいい形で取り組んだ。これは、今後、今ちょっと説明の中では、その中に運営委員会か実行委員会か、その中にも入って協力する体制をとっていくと。

だから、予算としては新年度にはもう消えてしまうということで、ばさっと切るんじゃないかと、もっと何か協力する方法があるんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、こういった中で、国の機関ですよ。環境省あたりとの補助申請にも県としてはアドバイスをされたと聞いていますけれども、そのところをちょっとお尋ねしたいと思います。どういうふうな状況……。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

前回の委員会でも、先生の方から御指摘いただきますか御意見をいただきまして、私どもも一生懸命これが定着するような形でやりたいなど。行政から金を出すからやるんじゃないかとということで、委託先であります温暖化対策センターもその方向で考えるということでございます。

ただ、いろんな事務局の経費といいますか、PRの経費等も要ります。そういうこと

で、先生からのアドバイスもいただきまして、これは環境省の方の補助事業がございます。コンソーシアム事業というジャンルのももございますので、それが何百万かでございますけれども、その申請を出そうというように形で動いておられますので、ぜひこれもバックアップしていきたいというふうに思っております。

それから、私どもも委託先の温暖化対策センターの方と議論をいろいろする中で、課題といいますか、そういう中で、やっぱり県民向けのPRといいますか、こういうところがやっぱりどうしても不足すると。あるいは、我々行政の方もちゃんとそれを見てると、単なる——単なるといいますか、お金もうけの事業じゃなくて、これはいわゆる温暖化対策と経済なつながり、これのウインウインの関係をどうつなぐかという非常にモデル的な事業でありますし、また、本格運用されれば非常にいい事業かなというふうに思っておりますので、そういう中でやはり行政もこれにかかわっていくべきだろうというふうに思っておりますので、先ほど言いました運営委員会等が今後設置されるのであれば、それにも参画をしていろいろできることをお手伝いしていくというようなことで考えております。

○荒木章博委員 了解しました。

○吉永和世委員長 ほかに。

○田代国広委員 60ページの節電の啓発活動を大変やっておられますし、湯たんぼの活用も大変いいと思いますし、事業者の啓発活動も大変いいと思います。ただ、事業者も経営者として考えると、当然節電には努力をすると思うんですけれども、そういった中で、一般家庭と申しますか、あるいは一般の人々といえますか、そういった人たちに対する啓発

活動が非常に必要だという気がいたします。

私は、昭和17年生まれですから、いわゆる消費は美德じゃなくして節約は美德の時代に太った人間なんです。したがって、もう既に節電、節約しているわけですよ。

先般も、九州電力が知らぬけれども、そういった人たちが来て、節電についてお話ししますというもんだから、節電はおれが教えてやると言ったんですよ。おれたちには言わぬでいいと、若い人に言えと。

例えば、うちの孫でもそうですよ。部屋はがんがん暖房をたいて、あけたら暑いんですよ。私は脱ぐんですよ。上着を1枚か2枚着れば、もう節電になるんですよ。簡単なことなんです。若い人は本当にランニング一つで暖房をたいたりしていませんか。我々の年代の人たちは、そういった人はまずいないですよ。

テレビだってそうじゃないですか。ニュース番組とか対談なんかで半そででしゃべっている人がいっぱいおるじゃないですか。ドラマなら仕方ないですけども、そういったものでも特に女性の人たちに多いんですけども、1枚着れば暖房を下げているわけですから。ここなんか余り暑くないから皆さん長そでです、女性でも。あるいは、半そででは相当暖房をきかせていると思うんですよ、テレビで。そういったことにもやっぱり啓発して、本来は国がもうちょっと啓発活動をすべきだと思いますけれども、県においても、そういった特に子供たちとか若い人たちに——節約イコール節電ですよ。非常にいいと思いますよ。着る物1枚着ればいいわけですから。

そういったことを含めて、私はすべきだと思っております。いわゆる意識を変えなきゃいけないということです。これは自給率も一緒です。ですから、そういった意識を変えて、これは税金もかからないわけですから、それが必然的に節電につながるし、地球温暖

化にもつながっていくわけですから、そういった意識を変えることの方が今求められているんじゃないかというふうに私は思いますが、どうでしょうか。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

実は、子供のころからの環境教育というのが、昨年、実は環境教育推進法というのが改正されて、そういう子供の幼児からの環境教育というのも非常に重視されております。

今、県の方では、23年度予算の中で、幼児環境教育推進事業ということで、子供たちがいわゆる小さいころから自然と触れ合ったり、あるいは今おっしゃったようなもったいないといいますか、そういうことも含めて身につくような保育園あるいは幼稚園での学習といいますか、しつけといいますか、そういうやり方の事例集みたいなものを今集約しているところでございますので、そういうことも普及させていきたいと思っております。

それから、実は去年しました地球温暖化の県民総ぐるみ運動の中で、ストップ温暖化大賞という県の賞でございますけれども、この中で表彰しましたのが熊本市の北の方の山東保育園というところでございましたけれども、そこではおっしゃったように余り暖房しないこと、あるいは冷房しないことで子供たちが逆に——最初は病気になった子供さんもいるみたいですけども、だんだん体が強くなったとか、そういうことも含めて、その地区ではそういうことを町内会のいろんな活動費に使ったり、いわゆる省エネ・節電のその分をうまく使ったりとか、あるいは地産地消を進めるとか、そういったようなことの活動をされていまして、実は先日、2月に全国大会がございまして、低炭素杯2012というのがありまして、そこで全国表彰を受けたところでございます。そういう地域ぐるみでの

子供たちの育て、あるいは地域と一体となった節電といいますか省エネの対策、これについても普及をさせていただきたいと思えます。

それから、その県民大会の中で紹介しましたのが、鹿児島県出水市の方の六月田下の自治会が自治会挙げて全体で10%削減をしているといったような取り組み、自治会の先進的な取り組み、これも全国表彰を受けたところでございます。

いろんな事例がございますので、そういう取り組みは普及しないと何なりませんので、精いっぱい頑張っていきたいと思えます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○谷崎環境生活部長 先ほどからお話を伺っておりまして、西岡委員の方からも、有明海、八代海の再生に向けて非常に切迫した思いの中での話をお伺いしました。御要望ということで承りはしましたけれども、本当に強力な体制をとってこの環境の水質改善に努めてもらいたいということで、足元からまさしく先ほど単独の浄化槽から合併の転換を早急にやるべきではないかという、本当に真に迫った思いの中で言っていただきました。

まさしく有明海、八代海のこの水質浄化というのは我々も一番の悲願でございますけれども、川上から川下までということで、先ほどの養殖業に当たる方々のふんの処理についても、御答弁はいたしましたけれども、やっぱりそういう意味で、全体で水質改善をやっていくという県民意識の向上という部分では強力にやっていく体制を整えていかなきゃいけないんだなということを痛感させていただきました。

それと、今田代委員の方からもお話がありましたけれども、省エネ対策について、これはまさしく我々の生活スタイルを変えていく

ということでは、地に足のついたことをやっていけば、そういう部分についても改善できていくんじゃないかなということも改めて認識をさせていただきましたし、荒木委員の方からも、実際のエコくまのお話もありましたし、それから空港ライナーのお話もありました。前回の会派への予算説明のときにも御質問をいただいたことでも改めて委員の本当に切迫した、しかも、その建設的な御提案ということで受けとめをさせていただきたいと思えます。

1年間、いろんな意味で私どもに対して御提言をいただきましたし、また御意見をいただいたことにつきましては、我々執行部として、また改めて検討させていただきたいと思っております。

我々としては、まだこちらの方からお話をする前に申しわけございませんけれども、1年間本当にそういう意味ではいろいろと御提言をいただいたことはありがたいと思っております。

○吉永和世委員長 最後に、森副委員長が質疑をしたいということでございます。（発言する者あり）

○森浩二副委員長 総括じゃないんですよ。ちょっと聞きたいんですけれども、70ページの太陽光ですけれども、この前、新聞で県内で生産するとか補助率が何か違うような感じだったんですけれども、これはメーカーによって違う分け方をするんですか。

○森永新エネルギー産業振興課長 新エネルギー産業振興課でございます。

この資料の70ページの住宅向けの太陽光の24年度の事業でございますけれども、基本は、ソーラーパネルの価格が大分落ちてきましたので、来年度定額で4万円というのを設定したいと思っております。

その中で、従来からのソーラープロジェクト、県内産業振興もあわせてやっていくという話を打ち出しておりましたので、今回その産業振興面をちょっと色濃くするというところで、県内製のパネルを使った設置については倍額の8万円を支出させていただくということで、産業振興面を強化していきたいと思っております。

あわせて、4万円、8万円両方共通ではございますが、県内の販売・施工業者さんが工事を請け負うというのを前提に今度制度化したいと思っておりますので、この点もあわせて今回新しく打ち出したいと思っているところでございます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

（「その他でよろしいですか」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 今からその他です。

ほかになければ、その他に入りますが、よろしいですか。

○佐藤雅司委員 瓦れきの処理の話ですが、どの委員がおっしゃるかなと思っておりますけれども、ちょっと出なかったの……。

委員長と打ち合わせをしたわけではありません。委員長の一般質問の要望の中で、瓦れきの処理についてということで要望がありました。答弁もありませんでした、当然ですね。

しかしながら、県として、議会の議長に対しても、それから執行部に対しても、いろんなところから要望があつてきているというふうに思いますし、その辺の方向を——なかなか難しい問題だろうとは思いますが、ちょっと方向だけ聞かせてもらいたいなというふうに思います。どなたか。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課です。

方向といいますか、そういうことについ

て、今どういうふうになっているのかということも含めて御説明をさせていただきます。

まず、前提といたしまして、災害廃棄物については、委員の皆様御承知と思えますけれども、これは一般廃棄物扱いになります。したがって、本来であればその市町村で処理されるべきもの、それを今回は広域処理ということで他の市町村にお願いをして広域で処理をしていただきたいというのが国の方のお願いでございます。

ということで、基本的には、その施設管理者として責任を持つべきやっぱり市町村の方の判断というのが最も重要になってくるということも重要でございます。その結果、今までのところ、受け入れについて、本県においては検討をしているという回答があつているところは今のところないというところでございます。

県といたしましては、国から県を通してさまざまな協力の依頼文等が来ております。それについては逐一お流しをしているところでございます。

現在、広域処理が必要であることについては十分に説明して関心を持って臨んでおります。現在の全国の受け入れの状況、まだ今のところ実際に受け入れているところが東京都だけでございますので、東京都のデータ等が出ているのが最新のものとございます。

したがって、今後さまざまところで受け入れのデータ等も出てくるのではないかと考えております。そういったものも含めて、国の方からまたそういうデータの提供等もあると思えますので、そういうのを含めながら、基本的には市町村の方で御判断をいただくための材料提供については私どもの方できちんとさせていただきたいというふうに思っております。それについて、国の制度も含めて今後またさらに制度がいろいろと変わることと考えておりますので、そういうのを含めながら検討していきたいというふうに今の

ところは考えております。

○佐藤雅司委員 放射性のヨウ素とかセシウムとか非常に基準がいろいろなところ変わって、しかも政府の説明も非常に信用されない、信頼できないような状況にあるんだろうと。したがって、市町村でもそうした不安、それから県民、住民の不安というものもあるからなかなか話が進まないんだろうと思います。私たちもよく情報がとれないというふうに思うんですけども、だから議論のしようもないということですよ。量としては、3県で処理できるような量であるというような情報もたまに断片的に入ってはきます。

しかしながら、やっぱり私たちは、きずなとか、こうした国難ですから国民全体でやっという気持ちとは裏腹に、何かまさに論理矛盾をするような動き、何かおかしいなど私は思うんですよ。

ですから、やっぱりそうした——これは私の全くの私見ですけども、やっぱりやるならば熊本が一番先にやったらどうかというぐらいの理屈が合うと私は思うんですけども、しかし、前段言いましたような状況があるからなかなか判断としては難しいというふうに思うんですけども。

やっぱり県として、市町村が判断する中で、ある一定の腹を据えてやっていくということもある意味必要ではないかなというふうには思うんですけども、なかなか難しい問題であろうと思うんですけども、一方でいいことを言いながら本心は違うというふうな、そうしたことを政治が変えていくような状況にならぬと何かおかしかなという感想を持っております。もう別に答弁は要りません。

○荒木章博委員 吉永委員長が要望された、今佐藤委員も言われた、これはもう私は大事なことだというふうに思うんですね。だか

ら、九州では大分県知事が表明をした。しかし、市町村は了解をしていない。そういう難しい問題がある。それと、いろんな測定、いろんな問題等にかんがみても、非常に今話も出たように、きずなとか、助け合いとか、日本国全員でそれを分かち合おうという。

ちょうど1年を迎えるわけですから、ここはやっぱり本当に真剣に考えながら、私たちは、そういう数値が基準をちゃんと満たしているのであれば、やっぱり市町村にも県が中心となって働きかけをやられたらどうだろうか。これはもちろん要望ですけども、私はこのときに熊本がやっぱりその姿勢を示すべきではないかなというふうに思います。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかに。

○緒方勇二委員 今のことに関連してですが、本県には熊本の心とありますが、本当に、まさに励ましあい、助けあい、そして志高くですが、本当に知事が一般瓦れきとして受け入れていただければ、そういうことを表明していただければ、本当に助け合いの心の醸成がもっともっと進むんだろうと思います。

他方では、復興が早く進んでいただいて、平常時に戻っていただいて、早く平常時の予算でもっともっと地域振興が図れるような意味の上からも、次の処分場の問題もありますので、やはり県民にいろいろ喚起するような、そういう知事の熱い思いをやっぱり表明していただいた方がいいのではないかなというふうに思っておりますので、どうぞその辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。これも要望です。

○大西一史委員 いろいろ要望が出ているので、非常にこの瓦れきの処理の問題というのは、私も現地にも2回行きまして全く片づいて

ない状況というのを見ると、これは何とかせないかぬと思うんですが、そういう意味でのきずなであるとかそういった思いというのは非常に強く私自身も持っているんですけども、ただ、やっぱり一方でしっかり考えておかなきゃいけないのは、国が環境省が示した8,000ベクレルというこの基準ですね。こういったものが各県でばらばらだというようなことで、受け入れをそれ以下じゃないとできないとか、いろんなことで基準が定まっていない。ある意味では、感情的には、情緒的には、きずなであるとか、そういったことで私たちも受け入れないかぬというふうな部分、ある意味では、放射線の恐怖をあの地域だけではなくて共有せないかぬ部分というのがあるというのは、それは日本全体としてあると思うんだけど、科学的な知見に基づいてしっかりやっていただかないと、それはやっぱり果たして国のこの8,000ベクレルというガイドラインの基準が本当に大丈夫なのかというのは、後からまだ出てくると思いますが、これ問題が。

だから、その辺も含めてよく精査をしていただかなければ、ただ単にこれは感情論だけで済む話では私はないと思います。先生方がおっしゃっている意味は、もう私も本当によくわかるし、よく共感もするけれども、だからこそやはり慎重にやらないと、単なる感情論で反対運動がどんどんどんどんこれは起こってくるような話になってくる。これはそういう形では私はいけないというふうに思います。

原子力発電所内の基準というのは8,000ベクレルよりもはるかに低いんですね、もともと法定で定められているものは。たしか100ベクレルぐらいだったと思います。この数字が何かも私たちはよくわからないんですよ。本当にどっちが正しいのと。国が8,000でいいと言ってるからじゃあ保証しますということなんだろうけれども、本当にそれが大

丈夫なのかどうかというのがやっぱり不安だから、わからないから、だから情報提供をするにしたって、そこまできちとかみ砕いて県が保証しますよと、国が保証しますよということと言わない限りは、市町村が受け入れるといたって私は無理だと思いますよ。

だから、この辺は、やっぱりそういう国の方からのきちとした説明も含めてですけども、数値の正しさということもあわせて検討していただかなければ、私は簡単に判断していい問題ではないというふうに思っています。

ただ、おっしゃるように、本当に復興ということを考えていったときに一番私たちが共有していかなければならないことは何なのかというのは考えていかなきゃいけないというふうに思いますけれども、その点はしっかりお願いをしておきます。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 それでは、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることにより御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、閉会に当たりまして、本日は今年度最後の委員会でありますので、一言ごあいさつをさせていただきます。

去年6月に委員長に選出いただきまして、これまで森副委員長ともども委員会の進行に当たらせていただきまして、無事に終わることができました。これもひとえに、委員の先生

方初め谷崎部長ほか執行部の方々の御協力のおかげと、心から感謝申し上げたいと思います。

いろいろな3つの事案がございまして、いろいろなお取り組みをいただいております、その成果はきちりと出ているものというふうに思っておりますので、今後ともぜひ頑張っていたきたいというふうに思っております。

公共関与、本当に大きな山を越えたというふうに思っております、まだ安心はできないと思いますが、ぜひ、さっきおっしゃいました誠意を持って最後まで対応するという気持ちで頑張っていたきたいと思っておりますし、もう1つお願いがございしますが、できれば環境負荷等の取り組み、あるいはそういったものが組み込まれて、できれば環境学習の場として、その最終処分場が活用できるような、そういったすばらしい施設をつくっていただければというふうにお願いを申し上げたいと思います。本当にことし1年間大変お世話になりました。

最後になりますが、委員の先生方、また執行部の方々の御健勝と御多幸を御祈念申し上げます、委員長としてのごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

それでは、引き続き、森副委員長からごあいさつをいたします。

○森浩二副委員長 一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆さんにおかれましては、1年間吉永委員長の下で副委員長としてやってまいりましたけれども、本当に御協力ありがとうございました。1年間無事にやってこれたと思っております。また、執行部の皆さんにおかれましては、丁寧な説明、本当にありがとうございました。

我が熊本県は、環境推進県でありますの

で、これからも環境の先進県として頑張ってくださいことを願ひまして、1年間のごあいさつにかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○吉永和世委員長 それでは、これもちまして、第5回環境対策特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時39分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長